

SNA と家計調査における貯蓄率の乖離： 日本の貯蓄率低下の要因

宇南山 卓*

2008年9月

概要

本稿では、SNA と家計調査から計算される家計貯蓄率の乖離の原因を明らかにし、日本の貯蓄率の低下の原因を考察した。特に、近年の統計の整備を活用することで、先行研究では困難とされた問題を解決した。

SNA と家計調査の乖離を生む既知の要因として、調査範囲の違い・貯蓄概念の違い・家計調査の記入誤差が存在している。調査範囲については、家計調査の調査世帯が農林漁家・単身世帯まで拡大されたことや無職世帯の情報の利用可能性が改善されたことによって整合性が高まった。また、貯蓄の概念については、新しい国連の基準である 93SNA が導入されたことで、貯蓄の概念調整が容易になった。しかし、こうした統計の改善を用いても、調整された調査範囲や貯蓄概念の違いでは、貯蓄率の乖離はほとんど説明できなかった。

それに対し、貯蓄率の乖離を説明したのは家計調査の記入誤差である。記入誤差については、これまで客観的な検証が困難であったが、家計消費状況調査の調査が開始されたことで耐久消費財などの記入漏れの大きさを評価することが可能となった。実際に、家計消費状況調査と比較することで、耐久消費財など的高額かつ購入頻度の低い財に対する支出が過少となっている可能性が強く示唆された。さらに、貯蓄動向調査を統合した家計調査貯蓄・負債編の資産データを用いて財産収入について考察すると、金利等の記入漏れの可能性が高いことが明らかになった。

これらの、家計調査の記入漏れを調整することで乖離は解消することができた。すなわち、SNA の貯蓄率の変動の内訳を、家計調査の世帯属性ごと等に整合的に帰着させることが可能となった。修正された貯蓄率で見ると、近年の貯蓄率の低下は、高齢化という人口の年齢構成の変化のみならず、無職世帯の貯蓄率が急激に低下したことが原因となっていることが明らかになった。ただし、その経済学的な解釈は今後の課題である。

*神戸大学大学院経済学研究科 〒 657-8501 神戸市灘区六甲台町 2 - 1 本稿の作成の過程で、総務省統計局の佐藤朋彦氏には有益な情報とコメントを頂いた。記して感謝したい。

1 はじめに

日本において、SNA と家計調査から計算される家計貯蓄率が乖離していることが知られている。本稿では、その原因を明らかにし、日本の貯蓄率の低下の原因を考察する。特に、近年の統計の整備を活用することで、先行研究では困難とされた問題を解決した。その結果、近年の貯蓄率の低下は、高齢化という人口の年齢構成の変化のみならず、資産所得の減少が無職世帯の貯蓄率を低下させたことによって説明できることが明らかになった。

日本の貯蓄率は、高度成長期には成長の「源泉」として、また 1980 年代には大幅な経常収支黒字の「原因」として注目を集めてきた (吉川, 1992)。実際、1980 年代後半から、日本の高貯蓄率の理由を明らかにするために多くの研究がなされた (Hayashi, 1986; Christiano, 1989; Horioka, 1990; Dekle and Summers, 1991)。一方で、日本の貯蓄率は、1970 年代末をピークに下落傾向となり 1990 年代には 1 桁にまで低下している。この変化は再び多くの研究者の関心を集め、今度は貯蓄率低下の原因を分析する研究が盛んに行なわれている (例えば、Chen, Imrohroglu, and Imrohroglu, 2006; Koga, 2006; Braun, Ikeda, and Joines, 2008)。

これら日本の貯蓄率を分析した先行研究は、基本的に一国経済の流れを描写したマクロ統計である国民経済計算 (以下 SNA) データに基づいている。それに対し、貯蓄のうちで最も重要な部分を占める「家計貯蓄」については、個々の家計の収入と支出を調査したミクロ統計でも計算される。日本における代表的なミクロ統計が、総務省統計局公表の「家計調査」であり、世帯ベースで貯蓄率が把握されている。マクロ統計である SNA では、一国全体の消費・貯蓄は把握できるが、世帯類型別などの詳細な内訳での分析はできないため、家計行動の結果として貯蓄率の推移を分析するにはミクロ統計の活用が不可欠である。

しかし、SNA で計算される家計貯蓄率と家計調査から計算される家計貯蓄率との間に大きな乖離があることが知られている¹。(図 1) は SNA と家計調査の貯蓄率の推移を示したものであり、両統計の貯蓄率が直近では約 20% 以上も乖離していることを示している。さらに、1980 年半ば以降は、貯蓄率の水準のみならず変化の方向まで異なっている。その乖離の原因を解明するために多くの研究が行なわれた (例えば、植田・大野, 1993; 村岸, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995; 1996; 中村, 1999)。しかし、これまでのところ乖離の原因は完全には解明されておらず、マクロ的な貯蓄率の低下の原因を世帯レベルで分析することの障壁となっている。

基本的に、両統計の乖離の原因は 3 つの要因に分解することができる。第 1 の要因は、貯蓄率を計算する対象母集団の違いである。SNA では原理的には日本の全家計を対象としているのに対し、家計調査では勤労者世帯 (いわゆるサラリーマン世帯) でのみ貯蓄率が計算されている。勤労者世帯以外の世帯 (自営業者など) の貯蓄行動が勤労者世帯と大きく異なれば、両統計は乖離する。第 2 の要因は、消費・貯蓄の定義の違いである。それぞれの統計は、作成の目的や実務上の制約により、消費・所得の定義が異なっており、比較のためにはそれぞれの定義を統一しなければならない。第 3 の要因は、統計上の誤差である。ミクロ統計に大きな誤差があれば、当然両統計は乖離するが、ミクロ統計の正確性に対する疑義は日本に限らず問題とされており²、十分な検討が必要である。

¹Demery and Duck (2006) は、英国について、マクロ統計とミクロ統計を比較し、長期的には大きな違いがないことを確認している。

²例えば、Banks and Johnson (1998) は英国の家計調査である Family Expenditure Survey の信頼性について包括的な分析をしている。

こうした要因を検討する際に、2000年以降の日本の統計の整備は極めて有効である。家計調査の調査対象は、2000年から農林漁業家まで、2002年からは単身世帯まで、拡大された。この調査範囲の拡大は、SNAと家計調査の対象範囲を近づける効果がある。以下で見るように、結果としては、農林漁家および単身世帯を含めても全体の貯蓄率に大きな影響はなかったが、潜在的な乖離の原因を排除することで議論の焦点を絞る効果があった。また、無職世帯に関する詳細な情報がオンラインで公開された³。無職世帯については、これまでも「世帯主の職業別集計」の一部として公表されていたが、現在では年齢階級別・年間収入階級別などの詳細なクロス集計も利用可能となった。この情報により、より容易に無職世帯を含めた貯蓄率の計算が可能となった。一方、マクロ統計の側では、2000年から国連の新しい作成基準である93SNAに準拠した推計が公表されている。93SNAは、旧基準である68SNAと比較して、所得支出勘定が格段に詳細となった。所得支出勘定とは所得の源泉・再分配の状況・支出の用途などを描写するもので、詳細化されたことによって、適切かつ容易に定義の変更が可能となった。特に、医療費に関して自己負担部分と社会保障給付部分が別に計上されることになり、雇員報酬の一部として計上されていた雇用主負担部分の社会保険料が別途計上されるなど、社会保障関係の受払に関する定義の変更が容易となった。

SNAと家計調査の充実に加え、2002年に「家計消費状況調査」が調査開始されたことで、家計調査の記入誤差を評価するための追加的な情報が利用可能となった。家計調査において耐久財など購入頻度の低い財・サービスへの支出が過少に推計されている可能性が指摘されてきたが（岩本・尾崎・前川, 1996）、より大きな標本数で耐久財などに特化した統計である「家計消費状況調査」が利用可能になったことで、家計調査データの精度が客観的に評価可能となった。

本稿では、これらの統計の整備を活用してSNAと家計調査の貯蓄率を調整した上で比較した。その結果、調査範囲の違いや貯蓄概念の違いの調整は、貯蓄率の乖離をほとんど説明できなかったが、家計調査の記入誤差は貯蓄率の乖離に大きな影響を与えていることが明らかになった。特に、概念・誤差を調整した家計調査の貯蓄率はむしろSNAの貯蓄率を下回っていた。これは、既知の要因によってだけでは両統計の乖離を説明することはできないことのみならず、その原因が家計調査の貯蓄率が過少であることを意味している。

残された乖離に対し、ここでは、家計調査の資産所得が過少である可能性を検討した。先行研究でも家計調査の資産所得が過少である可能性は指摘されており（高山他, 1989; 岩本・尾崎・前川, 1996; 浜田, 2007）、海外においても世帯調査の信頼性の低い項目として認識されている（Atkinson *et al*, 1995; Banks and Johnson, 1998）。また、家計資産は、SNAと家計調査の貯蓄率の乖離が拡大した1980年以降、急速に蓄積されており、時期的にも両統計の乖離の原因としても矛盾しない。

ここでは、SNA・家計調査の両統計から資産所得の大きさを、可処分所得との比および保有資産の利回りの観点から評価し、家計調査の「財産収入」が過少であることを示した。また、資産所得の影響を除外するために、可処分所得から資産所得の項目を控除して貯蓄率を計算すると、SNAと家計調査の乖離がほぼ解消された。さらに、家計調査の「財産収入」をSNAと水準として整合的になるよう修正した上で貯蓄率を計算した場合にも、両統計の乖離は解消されることを示した。すなわち、家計調査の「財産収入」が残された乖離の原因であることを強

³総務省統計局のホームページから、<http://www.stat.go.jp/data/kakei/musyoku/index.htm>（平成20年9月1日現在）を参照。

く示唆したのである。

資産所得の増加は、家計調査の貯蓄率を引き上げる効果を持つため、SNA と家計調査の乖離を拡大する要因とみなされ、これまで十分に検討されてこなかった。しかし、本稿では、近年の統計の整備を活用して既知の要因を調整することで、家計調査の貯蓄率が SNA よりも低くなることを明らかにしたため、乖離を解消する要因として十分な検討ができたのである。

資産所得の調整を考慮して世帯主の職業別の貯蓄率を計算すると、無職世帯の貯蓄率が大きく低下したことが示される。勤労者世帯やその他の世帯の貯蓄率が相対的に安定しているのに対し、無職世帯の貯蓄率は 1990 年前後には 40% 前後であったが 2000 年以降は -20% にまで落ちていた。この結果は、概念・誤差を調整しない無職世帯の貯蓄率が一貫して負であることと対照的である。多くの先行研究で、高齢者が大部分を占める無職世帯の貯蓄率が負であることを前提として、高齢化が日本の貯蓄率低下の主要な要因として指摘している (Koga, 2006 ; Braun, Ikeda, and Joines, 2008)。しかし、ここでの結果は、日本の貯蓄率の低下の主要な要因は、高齢化のみならず、無職世帯の貯蓄率の大幅な低下が貯蓄率低下の主要な原因であることを示している。

無職世帯の貯蓄率が大きく変化した理由は、表面的には、バブル崩壊後の低金利政策によって金利収入が激減したことである。しかし、ライフサイクル仮説などに基づいて考えると、資産所得の低下による所得の減少が必ずしも貯蓄率を低下させるとは限らないため、ここでの結果は 1 つのパズルを提示している。この問題をさらに分析するために、記入誤差をさらに検討すること、資産所得を正確に把握すること、無職世帯の貯蓄行動の変化の要因を明らかにすることが必要であり、これらは今後の課題である。

2 SNA と家計調査の「貯蓄率」の違い

2.1 SNA と家計調査の対象世帯の範囲

SNA では一国全体の動向をだけではなく、その内訳について制度部門別勘定で把握している。制度部門とは、個々の経済主体を経済活動の類似性を基準に分割したもので、家計・一般政府・非金融法人企業・金融機関・対家計民間非営利団体の 5 つである。SNA における「家計貯蓄率」とは、原理的には日本の全家計が対象となっている制度部門としての「家計」の貯蓄率である⁴。一方、家計調査から計算される貯蓄率として、先行研究では、「二人以上の世帯 (農林漁家を除く) のうち勤労者世帯」の「黒字率」が参照されてきた (例えば、植田・大野, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995; 1996; 中村, 1999 第 3 章)。これは、家計調査が農林漁家や単身世帯を調査対象としていなかったこと、勤労者世帯以外の世帯は毎月の所得を調査していないため貯蓄率が計算できなかったことが理由であった⁵。

しかし、家計調査は調査対象を拡大しており、現在であればより広い範囲の世帯を対象とした貯蓄率を計算することができる。貯蓄率計算の対象外となる理由として、毎月の所得を調

⁴World Bank (2008) は、SNA 推計の一般論として、家計最終消費支出は、固定資本形成や在庫品増加などの他の需要項目の残差として計測されているため、家計消費以外の項目が含まれる可能性を指摘している。

⁵農家・林家は農林水産省の「農家経済調査」・「林家経済調査」の調査対象である。また、単身世帯は 5 年に 1 度の調査である「全国消費実態調査」では調査されており、また 1995 年から「単身世帯収支調査」が開始されていた。

査していないため貯蓄率が計算できないケースと、そもそも家計調査の対象外の世帯であったケースがある。調査対象の拡大について(表1)にまとめた。縦方向(無職世帯・その他の世帯)の調査範囲の違いが前者の「毎月の所得を調査していない」ケースであり、横方向(農林漁家・単身世帯)の違いが後者の「家計調査の対象外である」ケースとなっている。

こうした家計調査の対象世帯の範囲に応じて計算された貯蓄率が(図2)に示されている。かつては毎月の収入については勤労者世帯のみで調査されていたが、1986年から勤労者世帯以外の世帯のうち「無職世帯」についても所得の調査が開始されたため、ここでは1986年からのデータを示している⁶。無職世帯(二人以上の世帯・農林漁家を除く)の貯蓄率は-10%から-30%となっており、勤労者世帯と比較して貯蓄率が大幅に低く、無職世帯を考慮した貯蓄率は勤労者世帯のみの結果と比較して約4%ポイント程度低くなっている。無職世帯の大部分は高齢者であり⁷、消費のライフサイクル仮説を前提とすれば高齢者無職者の貯蓄率が低いことが予想されており、妥当な水準といえる。最近では、高齢化に伴い無職世帯の割合が増加しているため、無職世帯の影響が大きくなる傾向があり、2006年には勤労者世帯のみの結果との差は約10%ポイントになっている。

無職世帯に加え、2000年からは農林漁家が、2002年からは単身世帯が、それぞれ家計調査の調査対象となった。(図2)では、これらの世帯を含めた貯蓄率も示されている。しかし、これらの世帯を含めて計算しても貯蓄率への影響はきわめて小さい。岩本・尾崎・前川(1995)では、農林水産省の「農家経済調査」を用いて貯蓄率を計算し、勤労者世帯よりも5%前後貯蓄率が小さいことを示していたが、総務省の「労働力調査」によれば、農林漁業に従事する就業者数の全就業者数に占める割合は2006年で4.2%(1986年でも8.5%)に過ぎず、貯蓄率に与える影響は小さいことは明らかである。また、国勢調査によれば全世帯に占める単身世帯の割合は1985年時点で20.7%、2005年で29.2%である。割合としては無視できないが、単身世帯の貯蓄率は二人以上の世帯と比較して大きく異なるため、単身世帯についても影響は極めて限定的である。

岩本・尾崎・前川(1995)では調査範囲の違いはSNAと家計調査の乖離についての説明力をほとんど持たないと結論されていたが、この(図2)の結果はその結論を確認するものである。依然として、自営業者や法人経営者などの無職以外の「勤労者世帯以外の世帯」は毎月の収入が調査されていないため計算の対象外となっている。これらの世帯の貯蓄率が「勤労者世帯+無職世帯」の貯蓄率と大きく異なる可能性は否定できないため、慎重に検討する必要がある。しかし、統計の制約上、以下では「二人以上の世帯・農林漁家を除く」世帯の「勤労者世帯と無職者世帯の合計」を「家計調査」の結果として用いる。

2.2 SNAと家計調査の消費・貯蓄の定義

前節で見たように、無職世帯を考慮すると4%から10%ポイント程度家計調査の貯蓄率が低くなり、(図1)で示されたSNAと家計調査の貯蓄率の乖離幅の約半分を説明できる。次に、

⁶多くの先行研究が行なわれた1990年代前半でも無職世帯についての結果は利用可能であったが、無職世帯の割合が小さかったことと、数年しかデータが蓄積していなかったことから十分には活用されていなかった。

⁷無職世帯のうち、世帯主の年齢が60歳以上である世帯の割合は、1986年の時点で約87%、2006年では約95%となっている。

両統計の消費・貯蓄・可処分所得などの概念の相違を調整することで、乖離の原因を明らかにする。

そもそも貯蓄率とは、概念的には、可処分所得に占める貯蓄の割合と定義であり、貯蓄とは「可処分所得のうち消費されなかった部分」と定義できる。すなわち「可処分所得」と「消費」を定義すれば、貯蓄率は計算できる。しかし、それぞれの統計には、統計固有の目的・実務上の制約等に応じて可処分所得・消費の具体的な内容が決められている。そのため、複数の統計を厳密に比較するには、それぞれの所得・消費の概念を調整しなければならない。

概念調整をするには、統一する基準を SNA 基準とするか、家計調査基準とするか、調整項目に応じて基準を選択するかという問題が存在する(岩本・尾崎・前川, 1995)。しかし、一般に、どのような概念修正が望ましいかは一概に判断できないため、ここでは先行研究に従い「恣意性の排除」や「修正による誤差の抑制」を基準として定義を決定し、両統計を可能な限り調整した⁸。

可処分所得とは、収入から「世帯の自由にならない支出及び消費支出に含まれない移転的支出⁹」を控除したものであり、家計調査では「実収入」から「非消費支出」を差引いた「可処分所得」が該当する。SNA では制度部門別所得支出勘定の「(5) 家計」の「(4) 所得の使用勘定」における「可処分所得(純) + 年金基金準備金の変動」として表象されている¹⁰。一方、消費は、実際の支出のうち非消費支出以外の部分で、家計調査においては「消費支出」、SNA においては「最終消費支出(個別消費支出)」が該当する。

概念的に整理すれば、

$$\text{可処分所得} = \text{①収入} - \text{②非消費支出} = \text{③消費支出} + \text{貯蓄} \quad (1)$$

となっており、貯蓄は可処分所得のうちの消費以外の残差項である。言い換えれば、SNA と家計調査の違いは、①収入・②非消費支出・③消費支出のいずれかの違いとして分類することができる。例えば、収入について狭い定義を用いれば、他の項目を一定として貯蓄が同額減り、貯蓄率を引き下げる効果がある。同様に、消費の定義が広ければ、貯蓄を減らし貯蓄率を引き下げる効果がある。以下では、各項目について①、②、③いずれの違いであることを明らかにし、両統計の違いを整理する。

持ち家に関する支出について SNA と家計調査の所得・消費の概念のうち、最もよく知られ金額的にも大きな部分を占めるのが「持ち家の帰属家賃」である。持ち家の帰属家賃とは、家計が自らの居住用に所有する住宅から得る便益を家賃として支払うと擬制として帰属計算したものである¹¹。すなわち、自らの居住用の住宅を持つ家計は、住宅サービスの供給者であり、需要者となる。

⁸高山他(1989)は、いくつかの貯蓄率の定義を提示し結果を比較している。また、岩本・尾崎・前川(1995)脚注1では、家計調査の貯蓄率である「黒字率」が、経済学で通常定義される「貯蓄率」とは異なることが指摘されている。

⁹家計調査年報(家計収支編)付録8「収支項目分類表」の非消費支出の内容例示から引用。

¹⁰ここでは、2000年基準として2006年(平成18年)国民経済計算確報、1995年基準として2003年(平成15年)国民経済計算確報を用いる。

¹¹SNAでは原則として、市場で取引される財・サービスだけが計上されるが、持ち家は他の耐久消費財に比べ規模も大きく、耐用年数が長く、市場を通じて賃貸する例もまれではないなどの理由により、例外として帰属計算がされ計上されている(中村, 1999)。

この帰属計算は次のような手順で計上される。まず、持ち家の所有者は「入居者として」家賃相当額を支出に計上する。ただし、家賃は、各世帯の所有する持ち家について、面積などを基準に市場で取引されている借家の家賃から計測される¹²。すなわち、帰属計算をしない場合と比べ、③は大きくなる。一方、「大家として」は、帰属家賃分が収入として①に計上される。そこから持ち家のコストである修繕・維持費、住宅資産の目減り分である資本減耗、固定資産税の支払、が②の非消費支出として差引かれる。さらに、資本への支払として地代および住宅ローンの利子が②の非消費支出として差し引かれる。つまり、帰属家賃からコストを差引いた「企業所得」の部分が①の収入として計上されているのである。

家計調査ではこうした帰属計算はされないため、定義を統一する必要がある。家計調査において帰属家賃を新たに計算することは大きな誤差を生む原因になるので(岩本・尾崎・前川, 1995)、ここでは SNA から帰属家賃関連の項目を除去する。すなわち、支払ったと擬制されている「持ち家の帰属家賃」を SNA の消費から控除して、SNA の可処分所得から「営業余剰(持ち家)」を控除する。

また、持ち家に関する修繕・維持費および地代が、SNA においては②の非消費支出として収入から控除されているのに対し、家計調査では可処分所得として計上され消費支出の一部として③の消費に計上されている¹³。そのため、これらの項目を「家計調査の消費から控除する」か「SNA の消費に加える」必要がある。設備修繕・維持費については、SNA において、修繕費と固定資産税の合計が表象されており修繕費だけを最終消費支出に加えることは困難であるため、本稿では家計調査の消費支出から持ち家世帯の支出した「設備修繕・維持」を控除した¹⁴。一方、地代については、SNA では賃貸料に該当するが、これを消費支出としてみなして SNA の可処分所得・最終消費支出の両方に加えた¹⁵。

社会保障給付について 持ち家に次いで先行研究で調整の対象として重視されていたのが医療費に関する支出である。医療費について、68SNA では自己負担部分・医療保険給付部分ともに「家計最終消費支出」に分類され、医療保険給付部分は「社会保障給付」の受取として①の収入として計上されるとともに、家計最終消費支出にも計上されていた。すなわち、現金の受払の発生しない医療保険給付部分も「家計の消費」として計上されていたため、貯蓄率を低くする要因となっていた。

68SNA の体系では、社会保障給付のうち医療費に関する部分だけを控除することは困難であり、先行研究では「社会保障統計年報」などの補助的な情報を利用して推計をしていた(村岸, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995)。しかし、93SNA では医療保険給付部分については現金での移転とは別の「現物社会給付」として「現物所得の再分配勘定」で計上されることとなった¹⁶。すなわち、93SNA の体系では、医療保険給付部分は可処分所得・消費ともに含まれておらず、

¹² 附表の「(13) 家計の目的別最終消費支出の構成」の中の「持ち家の帰属家賃」に掲載されている。

¹³ 大分類「住居」のうちの「家賃・地代」の一部および「設備修繕・維持」として計上されている。

¹⁴ 住居の所有形態別集計の「持ち家」世帯の平均支出額に持ち家率をかけたもの。

¹⁵ 賃貸料とは、93SNA の国連での基準では「土地および土壌の賃貸料の合計」と定義されるが、日本国民経済計算では、土地などの賃貸料に加え、各種仲介団体の著作権使用料や国際収支統計の特許使用料も計上含まれている(浜田, 2001 p. 110)。ただし、家計の所得支出勘定においては、その大部分が持ち家の地代と考えられる。

¹⁶ 消費の主体が 68SNA では当該消費の意思決定者であったのが、93SNA では当該消費の費用支出者となったことによる(浜田, 2001 p.74)。

家計調査の取扱いと一致しているのである。

ただし、医療保険の負担部分であっても、高額医療や出産給付金のように家計が一度支払った後に社会保障基金が家計に対して現金を払い戻す部分については、依然として修正が必要である。SNA では、この部分についても、「現物社会給付」のうち「払い戻しによる社会保障給付」として可処分所得・消費から控除しているのに対し、家計調査では「消費支出」に計上され払い戻された時点で「他の社会保障給付」として記録される。そこで、この高額医療等の調整として、SNA の可処分所得と消費に「払い戻しによる社会保障給付」を加えた。

93SNA で制度部門別所得支出勘定が細分化され社会保障統計が強化されたことによって、厚生年金や健康保険などの社会保険料の雇用主負担部分の取扱いも容易になった。68SNA では、社会保険料の雇用主負担部分が実質的な所得移転であることから、「雇用者所得」として①の収入として計上され、同時に「社会保障負担」として非消費支出にも計上されていた。一方、家計調査では、実際に支払われた給与と自己負担部分の社会保険料の支払だけが認識されていた。すなわち、SNA では雇用主負担分だけ所得が過大であり、同額だけ社会保険料の負担が過大であった。しかし、可処分所得そのものは、社会保険料が控除されることで相殺されるため貯蓄率には影響はない。

93SNA で新たに表象された社会保障関係の項目で貯蓄率に影響を与える変数として、「年金基金準備金の変動」がある。年金基金準備金の変動は、社会保障基金に関する負担（雇主の自発的社会負担および雇用者の自発的社会負担）と受取（年金基金による社会給付）の差額である。年金基金とは厚生年金基金やいわゆる企業年金であり、厚生年金・国民年金などが該当する社会保障基金と区別される。年金基金では給付と負担がリンクしており、「保険料が市場収益率に基づく保険数理にしたがって年金給付となって戻ってくる（浜田, 2001 p.142）」ことから、年金基金にかかわる受け払いは「金融取引」として認識される¹⁷。すなわち、年金基金への支払は将来の支払のための積立であり「貯蓄」なのである。

家計調査においても、年金基金等からの受取は資産の取り崩しとみなされて、「実収入以外の収入」とされ、年金基金への支払は「実支出以外の支出」とされて貯蓄として扱われている¹⁸。すなわち、家計調査においても企業年金は貯蓄として取り扱われており、概念の調整の必要はない¹⁹。

他の項目 他の項目で SNA と家計調査の乖離を説明できる要因としては、

1. 保険契約者に帰属する財産所得
2. その他の経常移転
3. 資産税

¹⁷ 社会保障基金にかかわる受け払いは「移転」として認識され、社会保障基金への支払は「社会負担」として非消費支出に分類され、SNA 可処分所得から除外される。

¹⁸ 厚生年金等の公的年金は、受取が「社会保障給付」として「実収入」に計上され、支払は「社会保険料」として「非消費支出」に計上されている。

¹⁹ 年金基金への支払は「所得の第 2 次分配勘定」においては、年金基金への積立が雇用者および雇主の「社会負担」として計上され、資産の取り崩しである「年金基金による社会給付」が所得の受取として計上されている。言い換えると、年金基金への支払から年金基金からの給付を控除した部分は、本来は「貯蓄」として計上されるべきでありながら「非消費支出」として計上されている部分となる。その部分を調整する項目が、「所得の使用勘定」における「年金基金準備金の変動」である。

4. 非生命純保険料

5. 現物収支

6. 個人企業の在庫品評価調整額

保険契約者に帰属する財産所得とは、「保険契約者の資産である保険準備金の運用から生じる所得（浜田,2001 p. 110）」である。これは、貯蓄性の保険の契約者の資産である保険準備金の運用による財産所得に当たり、68SNA では配当および利子の受取として計上されていた。しかし、この所得は、実際には、家計に分配されるのではなく保険企業に留保され、家計調査では捕捉されない。ここでは、家計調査に定義を統一するために、SNA の可処分所得から控除した。

次に2の「その他の経常移転」であるが、SNA において、贈与金・仕送り金など家計部門内での移転取引や、宗教法人への寄付金など民間非営利団体への移転は、「その他の経常移転」に計上されている²⁰。一方で、家計調査においては、贈与金等の受取は「特別収入」のうちの「受贈金」として所得に計上されて家計調査可処分所得に計上され、贈与金の支払は「その他の消費支出」のうちの「仕送り金」・「受贈金」として計上されている。ここでは、家計調査の定義に統一するために、SNA の可処分所得・消費それぞれに「その他の経常移転」の支払を加えた。ただし、家計調査の贈与の受取・支払には「遺産相続」に関する取引も含まれていることには注意が必要である。原理的には、SNA において遺産相続は家計間の「資産の移転」と認識され、所得支出勘定ではなく資本調達勘定で記録されることになる。しかし、実際には、完全に家計間の取引である遺産相続は支払と受取が相殺されるため制度部門別資本調達勘定には記載されない。すなわち、家計調査の可処分所得と消費支出は遺産相続の分だけ SNA とは異なっている。しかし、遺産相続が家計調査でどの程度記録されているか確認する方法がないため、ここでは特段の修正はしていない。

こうした巨額の贈与や遺産相続の際には、贈与税や相続税が発生するが、それらの税に該当する項目が3の「資産税」である。贈与そのものは上で述べた通り家計調査の概念に近づけることができるが、贈与・遺産相続に際して発生する贈与税や相続税の扱いが家計調査と SNA では異なっている。家計調査においては、贈与税・相続税は「他の税」として「非消費支出」に分類されるが、SNA においては直接税ではなく家計から一般政府への「資本移転」として計上される。岩本・尾崎・前川(1995)では、資本移転額全額を贈与税・相続税として取り扱っていたが、93SNA の導入によって「資産税」が独立して表象されることになった。ここでは、そこで、家計調査の概念に統一するために、SNA の可処分所得から「資本調達勘定」の「資産税」を控除した。

4の「非生命純保険料」とは、68SNA では「損害保険料」と呼ばれていたものである。非生命保険とは、生命保険以外のリスクを網羅した全ての保険に対する支払であり、貯蓄として扱われる生命保険とは別に計上されている。この項目は、SNA では「非消費支出」として扱われているのに対し、家計調査では消費支出（その他の諸雑費）として計上されている。そこで、岩本・尾崎・前川(1995)に従い、SNA 側の可処分所得・消費の両方に加えることで家計調査の定義に統一した。

²⁰68SNA では、自動車免許交付料や旅券手数料などの強制的手数料も経常移転として非消費支出として計上されていたが、93SNA になり最終消費支出に計上されている。

5の現物収支とは、「外部からのもらい物、自家菜園の産物などである。これらはまず「現物収入」として収入の該当する項目に分類され、同時に「現物支出」として支出の該当する項目に分類される（家計調査年報・収支項目分類の基本原則）」ものであり、岩本・尾崎・前川(1995)で初めて調整された項目である。購入金額の一部を勤務先などが負担することで、安い価格で購入した場合も、その負担された分を現物として取り扱っている。こうした現物取引は、SNAでは計測されているが、家計調査では通常受取・支払には含めていない。ここでは、岩本・尾崎・前川(1995)に従い、現物の収支を可処分所得および消費支出に加えることで、SNAの基準に統一した。

最後の、「在庫品評価調整額」とは、個人企業の営業余剰のうち在庫品の評価額が変更されることによって生ずる損益を調整する項目である。金額的には小さいが、概念的にはSNAでのみ計上されている項目であるため、岩本・尾崎・前川(1995)に従いSNAの可処分所得から控除することで家計調査の基準で統一した。

2.3 概念調整済の貯蓄率

調整を行なった項目を、SNAと家計調査のどちらを変更したのか、可処分所得・消費のどちらを変更したのかをまとめたものが(表2)である。可処分所得に「+」となっている項目は、調整を行なった側の統計の貯蓄を増加させ、貯蓄率を引き上げる効果がある。逆に、消費が「+」となっている項目は、貯蓄率を引き下げる方向に働く項目である。

これらの項目を全て調整したSNAおよび家計調査の貯蓄率を(図3)に示した。また、(図3)には、持ち家に関する項目のみを調整した結果も示されている。ほとんどの項目で、SNAを家計調査の基準へ変更しているため、SNAでは概念調整が大きな影響を与えているのに対し、家計調査の結果は概念調整の影響はほとんどない。

持ち家関連の項目は、SNA可処分所得とSNA消費から控除する項目であり、SNAの貯蓄率を約7%前後引き上げ、家計調査の結果を近づける効果を持っている。しかし、その他の項目については、その多くがSNAでは非消費支出として計上されていた項目を消費へと変更するものであるため、SNAの貯蓄率を減少させ、むしろ家計調査との乖離を大きくするものである。結果として、全ての項目を調整した貯蓄率は、SNAの公式貯蓄率と1998年まではほとんど差がない。1999年からは帰属家賃の影響が強く、2%から3%ポイント程度貯蓄率が高くなっているが、貯蓄率の乖離はほとんど説明できない。そのため、貯蓄率の乖離を説明するには、以下で見るように、概念的な定義と異なるという意味における「統計の誤差」に注目する必要がある。

3 家計調査の誤差と貯蓄率の乖離

3.1 利子支払について

家計調査の記入誤差には、多くの場合、調査客体である家計が収入・支出を認識していないケースが多い。そのため、統計調査の段階で改善することが極めて困難である。その典型的

な例であり、金額的に大きな項目として、借入金に対する利子の支払を挙げることができる。借入金の利子の支払は、移転支出であり「非消費支出」として計上されるべき項目である。すなわち、所得から控除され可処分所得を減少させる項目である。これは、「貯蓄」と認識されるべき借入金の元本の返済とは区別される必要があり、実際に SNA では「第 1 次所得の配分勘定」において、「消費者負債利子」および「その他の利子（さらに農林水産業・その他の産業・持ち家に分割される）」に分類して、第 1 次所得バランスから控除している。すなわち、最終的に計算される SNA の可処分所得からも控除されている。

家計調査でも、原則としては同様に取扱い、支払利子は「他の非消費支出」として計上され所得から控除され、貯蓄として扱われる元本の返済である「借金返済」とは区別される。しかし、「支払利子と元本の区別が事実上は困難である（中村, 1999 p.70）」ことから、住宅ローン等の借入金の返済は、元利ともに「借金返済」として扱われている可能性が高い²¹。特に、住宅ローンの残高が多い時点では、利子支払を貯蓄として計上すれば、貯蓄率を大きく引き上げる効果がある。この点を考慮して、ここでは先行研究と同様に、SNA において可処分所得に支払利子を加え、貯蓄とみなして貯蓄率を計算した。

植田・大野(1993)や岩本・尾崎・前川(1995)など多くの先行研究では、この項目を SNA と家計調査の「概念の違い」として扱っているが、家計調査年報では 1999 年まで、「収支項目分類表」の「主な内容例示」の中で、「借金利子」が「他の非消費支出」に分類すると定義していた。また、2000 年以降の年報でも、借金利子の記載はないが「消費支出に含まれない移転的支出」という項目が新たに記載されており、借金利子はこの項目に含まれると考えられる。その意味で、この部分は「家計調査と SNA の貯蓄概念の違い」ではなく、家計調査において概念的な定義と実務上の分類が異なっている「統計の誤差」と分類されるべきである。

3.2 家計調査と家計消費状況調査の比較

岩本・尾崎・前川(1996)では、概念調整後も SNA と家計調査の貯蓄率が乖離していることに対して、SNA の推計誤差と家計調査の記入誤差の両面からその原因を分析した。具体的には、消費や所得の内訳ごとに、家計調査で推定された 1 世帯あたりの金額に推定世帯数を乗じることで「マクロ」の数値を作成し、SNA の内訳項目と比較していた。それに対し、ここでは 2002 年より調査が開始された「家計消費状況調査」の結果を活用することで、家計調査の記入誤差の大きさを評価する。

この調査は、家計調査と同じ総務省統計局が調査・公表しているもので、家計調査の約 4 倍に当たる約 3 万世帯が毎月調査されている。家計消費を捉えるための統計であるが「消費や購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費の実態を安定的に捉えることを目的」とした統計である。調査の手順は家計調査と類似しているが、サンプル数が格段に大きく、従来から家計調査の問題点として指摘されていた品目に特化しており、該当品目に関してはより正確な支出金額が把握できる。

ここでは、家計消費状況調査の調査品目を家計調査の該当品目の結果と比較することで、

²¹実際の調査で使われる調査票のうち、「口座自動振替による支払」のシートにおいて、「住宅ローンの返済」という項目があるが、そこでは元利を分離する項目は存在していない。

家計調査の記入漏れの可能性を検証した。(表3)は、家計消費状況調査と家計調査の結果を比較し、家計消費状況調査の数値を100%として表したものである。両統計ともに、2002年から2006年の農林漁家を含む総世帯(単身世帯を含む)の結果であり、両統計で比較可能な調査品目(約50品目)の品目別支出額を比較したものであるため、標本誤差を除けば概念的には全て100%となるはずである。

しかし、(表3)から、多くの品目で家計調査の値が家計消費状況調査の値と比較して小さいことが分かる。電話通信料や家賃・地代など定期的に支払う支出はほぼ両統計で一致しているのに対し、ステレオセットや食器戸棚のような耐久財、婚礼関係費や葬儀など購入頻度の極端に低い財では、家計調査の支出金額が大幅に下回っている²²。これらの該当品目全体で見ると、家計調査は家計消費状況調査の約60%にしか満たない。これは、耐久消費財など、特に家計調査の記入漏れが大きいと考えられる品目に限定して調査した結果であることを考慮すると、妥当な水準と考えられる。言い換えれば、家計調査の消費支出は、これらの品目について過少推計となっていた可能性が高い。

この過少推計が貯蓄率に与える影響を評価するために、家計調査の消費支出のうち、該当品目があれば家計消費状況調査の結果を支出額として代入して合計の消費支出金額を推定した。置き換えによる修正をした消費支出と、もとの消費支出の比率が「消費支出(置き換え)」の行に示されている。それによれば、家計消費状況調査の結果を代入することで、家計調査の消費支出は約15%大きくなる。すなわち、耐久消費財などの記入漏れによって、消費全体で評価して約15%過少となっていたことが示唆される。

また、家計消費状況調査では、個別品目については(表3)に挙げたもの以外は調査をしていないが、「消費支出」としての全体の支出も調査している。家計調査と異なり完全な家計簿の提出は要求されていないため、個別の世帯の係数については精度が低いと考えられるが、サンプルサイズは家計調査の約4倍であり、平均で見れば十分に比較可能であると考えられる。そこで、家計調査と家計消費状況調査の「消費支出」を直接比較したものを「消費支出」の行に示した。この合計の消費支出の比較によっても、家計調査の消費支出は家計消費状況調査の約85%となり、15%程度の記入漏れによる消費の過少推定の可能性が示唆されている。

結局、家計調査の消費は、家計消費状況調査の調査品目に関しては大幅な過小評価となっており、消費全体で見ると約15%程度の記入漏れが存在していることが分かった。しかも、この比率は、2002年から2006年の範囲では極めて安定している。そこで、ここでは1986年以降の全期間について、貯蓄率を計算する際に家計調査の消費支出を1.15倍してSNAの結果と比較することにする。もちろん、記入漏れの程度が時系列的に安定していると断定するには不十分であり²³、家計消費状況調査の結果が利用できない過去の年次について、どのように拡張するかの詳細な方法は今後の課題である。

²²家計消費状況調査では購入した自動車の価格そのものを調査しているのに対し、家計調査では購入に際して中古車を下取りに出した場合にはその分を控除して評価している。そのため、自動車購入については、単純な比較は困難である。

²³家計消費状況調査の調査対象品目の支出が消費支出全体に占める割合は、1987年時点で約17%程度であったのが2006年時点では約20%となっている。

3.3 誤差調整済の貯蓄率

ここで取り上げた、2つの記入誤差を修正した貯蓄率が(図4)に示されている。「SNA(概念調整済・支払金利調整後)」の結果が、支払金利を貯蓄としてみなしたSNAの貯蓄率である。支払金利は、無視できない金額であり、SNAの貯蓄率を約5%ほど引き上げる効果がある。しかし、支払金利の可処分所得に占める割合は、比較的安定しており、水準は大きく変化させるが時系列的な変化については大きな影響を与えない。一方、家計調査の記入誤差を修正したものが「家計調査(概念調整済・消費×1.15)」の結果である。消費を15%増加させることは、消費性向が約80%であることに注意すると、貯蓄率を約12%低下させる効果がある。実際の結果を見ても、ほぼ12%ほど貯蓄率を下方にシフトさせている。

この2つの調整を行なうと、むしろ家計調査の貯蓄率が、SNAの貯蓄率を下回ることが分かる。つまり、概念及び既知の記入誤差を修正すると、問題は「なぜ家計調査では貯蓄率が高いのか」ではなく、「なぜ家計調査では貯蓄率が低いのか」という問題になる。そのため、SNAと家計調査の貯蓄率の乖離を明らかにするためには、①SNAの可処分所得が過大である；②SNAの消費が過少である；③家計調査の可処分所得が過少である；④家計調査の消費が過大である、のいずれかの要因が必要なのである。

すでに家計調査の消費については検討したため、以下では家計調査の可処分所得について検討する。もちろん、①および②の「SNAの推計誤差」の可能性もあるが、岩本・尾崎・前川(1996)でSNAの推計誤差の可能性が広範に検討され、「貯蓄率乖離に結びつくだけの大きな乖離は見られ」ないと結論付けられており、ここでは家計調査の可処分所得に注目する。

4 財産収入と貯蓄率の乖離

4.1 財産収入と貯蓄率

家計調査の収入の項目のうち、最も問題があると考えられるのが「財産収入」である。例えば、高山他(1989)では全国消費実態調査の資産・負債編を活用することで「保有する金融資産に比べて利子・配当所得等が過少に記載されている」可能性を指摘している。また、岩本・尾崎・前川(1996)および浜田(2007)では家計調査の1世帯あたりの金額に世帯数を乗じた「マクロ」の金額とSNAの係数とが比較して、財産収入に関しては家計調査から計算された数値はSNAの数値の約5%に過ぎず、他の収入項目と比較して家計調査とSNAの乖離が特に大きいことが指摘されている²⁴。

SNAにおける財産収入とは利子・配当・賃貸料の合計であり²⁵、特に「配当」には株式等の配当に加えて家計調査には財産収入に該当しない役員賞与も含まれている。しかし、財産収入の最も大きかった1990年前後にはその80%が利子によって生み出されており、この概念の差による違いが大きいととは考えられない²⁶。

²⁴資産所得の過少性については、海外でも指摘されている(Atkinson *et al*, 1995; Banks and Johnson, 1998)。

²⁵保険契約者に帰属する財産所得は概念調整のため除外されている。

²⁶家計が定期的な預貯金を保有している場合に、利子収入が認識されるのが満期を迎えた時点である可能性が高い。一方で、SNAでは財産所得の受払いは「発生主義(現金が動く時点で計上する「現金主義」ではなく、取引が行なわ

SNA と家計調査の資産所得の大きさを比較するために、可処分所得に占める財産所得の割合を家計調査および SNA で計算し(図 5) に示した。ここでは上記の概念調整済の可処分所得を用いて計算しており、概念的には両統計の結果は近い水準となるはずである。しかし、(図 5) パネル (a) に示されるように、両者の水準には約 20 倍の差が存在している。SNA においては、バブル期には可処分所得の約 15% は資産所得であったのに対し家計調査ではその割合は 1% にも満たない。時系列的な推移については SNA と家計調査の結果は平行に動いているが、水準については家計調査の財産所得が過少であることを示唆している。

また、(図 5) パネル (b) では家計資産のデータを用いて資産の利回りを計算した。SNA については、財産収入のうちの「利子(受取)」を国民経済計算年報のストック編制度部門別勘定「家計」の金融資産のうち「現金・預金」で割ることにより計算し、家計調査については「財産収入」を家計調査の付帯調査である貯蓄動向調査および家計調査貯蓄・負債編で把握される金融資産残高で割ることで計算した²⁷。家計調査では金利収入だけを分離することができないため、分母は金融資産であるのに対し分子は地代など実物資産からの資産所得も含めて計算されている。SNA では「預金」の平均的な利回りであるため、概念的には若干異なるがその影響はそれほど大きくないと考えられる。SNA の利回りは、1990 年前後には 6% 超であったが 2000 年以後は 1% 前後になっている。これは、ほぼ国債利回りや郵便貯金・定額貯金の金利と平行であり、適切な水準であると考えられる。それに対し、家計調査から計算される利回りは、上で述べたように過大になっている可能性があるにも関わらず、バブル経済の時期においても 0.35% 程度となっており、市場金利と比較しても極端に低くなっている。すなわち、利回りの観点からも家計調査の財産収入が過少であることが強く示唆されている。

さらに、(図 6) では、貯蓄動向調査の金融資産残高と年間収入の比率と(図 1) で示される SNA と家計調査の貯蓄率の乖離の関係を示した。この図から、貯蓄率の乖離が顕著になった 1980 年代に、金融資産残高が急激に増加していることが分かる。金融資産の増加は利子収入や配当収入を増加させるため、財産収入に構造的な誤差がある場合には、貯蓄率乖離の原因となる。言い換えれば、資産の蓄積が進んだことが、貯蓄率の乖離の原因と考えることができる。

4.2 財産収入の調整と貯蓄率の乖離

前節の観察より、資産所得に関して家計調査が過少に計測している可能性が高く、実際の資産所得の 5% から 10% 程度しか把握されていないことが示唆された。そこで、家計調査における資産所得の過少申告が貯蓄率の乖離にどのような影響を与えているかを検討する。

第 1 の方法は、資産所得を SNA・家計調査ともに可処分所得から控除する方法である。この方法は、計算される貯蓄率の経済学的な意味を損なうことになるが、両統計の定義を整合化するという意味においては有効であり、追加的な仮定なしで計算が可能という意味で誤差の小さい方法である。財産収入を両統計から控除して貯蓄率を計算したものが(図 7) の「SNA (概

れたり資産・負債の増減が生じた時点で計上する)により記録され(浜田, 2001)」るため、満期以前から利子が発生した時点で収入が計上される。例えば、家計調査では 2001 年から財産収入が増加しているが、これは、2001 年に 1991 年に高金利で預入された郵便貯金の定額貯金が満期を迎えたことで多額の利子受取が発生したことによるものと考えられる。

²⁷貯蓄動向調査は、2002 年から家計調査に統合され、貯蓄・負債編となった。

念・誤差調整済：利子・配当所得を控除）」と「家計調査（勤労+無職・概念・誤差調整済：財産収入を控除）」の結果である。この調整により、貯蓄率の水準・時系列的な推移が、SNA と家計調査で極めて近いことが分かる。すなわち、財産収入以外の違いは大きくないことを示している。

第2の方法として、家計調査の財産収入を定数倍することを考える。(図5) パネル(a)に示された可処分所得と財産収入の比率は、SNA と家計調査では水準は大きく異なるが、時系列的な変化は類似していた。このことから、家計調査が常に「真の財産収入」の一定割合を把握していると仮定することは妥当である。そこで、SNA と家計調査において、1986年から2006年の期間の財産収入が可処分所得に占める割合の平均が等しくなる定数を計算した。その結果の定数は19.3、すなわち家計調査の財産収入を19.3倍すれば平均的に見て可処分所得に占める割合がSNA と等しくなるのである。これは、家計調査が、財産収入の約5%が把握されていたことと対応する。

家計調査の財産収入を19.3倍して可処分所得に加えて計算された貯蓄率が(図7)のSNA(概念・誤差調整済：支払利子調整済)」と「家計調査（勤労+無職・概念・誤差調整済：財産収入×1.13)」に示されている。この調整方法によっても、両統計の水準・動きはともに極めて近く、乖離の問題はほぼ解決されたといえる。特に、1990年以降の貯蓄率の低下を家計調査でも捉えることができている。

これまで、SNA では貯蓄率の低下が観察されていたが、家計調査では観察されていなかったため、どのような世帯がなぜ貯蓄率を低下させたのかを分析することが困難であった。しかし、ここでの結果を活用することによって、SNA で観察される貯蓄率の変化の要因を、家計調査を用いて職業別・年齢別などの世帯類型ごとに分解して分析することが可能となり、今後の理論的な研究に貢献できると考えられる。

5 まとめと議論：日本の貯蓄率低下の要因

本稿では、近年の統計の利用可能性の拡大を活用して、SNA と家計調査の貯蓄率の乖離の要因を検討した。特に、調査範囲の違い；所得・消費の概念の違い；記入誤差の問題に分けて、各要因の影響を観察した。

調査範囲の違いについては、家計調査で新たに利用可能となった農林漁家および単身世帯について検討したが、この調査範囲の違いは貯蓄率の乖離をほとんど説明することはできなかった。所得・消費の概念の違いについても、93SNA を活用することで多くの概念の違いを調整したが、貯蓄率の乖離はほとんど説明できなかった。先行研究と同様に、SNA の貯蓄率から帰属家賃に関する部分を除外するとSNA の貯蓄率は大幅に上昇することは観察できたが、他の項目がSNA の貯蓄率を引き下げる効果を持っていたため、合計としては大きな影響がなかった。

記入誤差については、家計調査における利子支払取扱い、耐久財などの記入漏れについて検討した。家計調査では、利子の支払が実質的に「貯蓄」として計上されているため、SNA でも同様の取扱いをした。それによって、SNA の貯蓄率は5%ポイント程度高まった。さらに、2002年から利用可能となった家計消費状況調査を活用することで、耐久財などの記入漏れの大きさを評価した。その結果、家計調査の消費は約15%ほど過少に把握されていると考えられ

たため、その誤差を修正した。その結果、家計調査の貯蓄率 12%ポイント程度下がり、調整された SNA の貯蓄率を下回る水準となった。最後に、家計調査の可処分所得のうち、資産所得の記入漏れについて検討した。いくつかの側面から検討した結果、家計調査の資産所得は、実際の資産所得の 5%程度であることが示された。この記入漏れを修正することで、SNA と家計調査の貯蓄率の乖離はほぼ解消した。

結局、SNA と家計調査の貯蓄率には、調査範囲・概念の違いが存在するが、それらは乖離の重要な要因ではなかった。一方で、数量的には、貯蓄率の乖離のほとんどの部分が「家計調査の記入誤差」によって説明できた。特に、支払金利を貯蓄として計上していること、耐久財などの記入漏れ、および資産所得の記入漏れ、が主要な要因であった。先行研究でも家計調査の資産所得が過少である可能性は指摘されていたが（高山他, 1989; 岩本・尾崎・前川, 1996; 浜田, 2007）、資産所得の増加は家計調査の貯蓄率を引き上げる効果を持つため、乖離を解決する要因として十分に検討されてこなかった。本稿では、近年の統計の整備を活用することで、既知の要因を調整すると家計調査の貯蓄率が SNA よりも低くなることを明らかにしたため、乖離を解消する要因として十分な検討ができたのである。

SNA と家計調査の貯蓄率の乖離が解消したことによって、SNA の貯蓄率の低下の原因を家計調査の世帯属性別の集計を活用することで検討することができるようになった。特に、所得の情報が利用できないため貯蓄率が計測できなかった勤労者世帯・無職世帯以外の「一般世帯」の貯蓄率が、岩本・尾崎・前川 (1995) が「しわ寄せ理論」と呼ぶ方法によって、計算できるようになった。これは、一般世帯を含めた全世帯の消費と SNA の貯蓄率から全世帯の可処分所得を逆算し勤労者世帯と無職世帯の所得を控除した残りを「一般世帯」の可処分所得とし、貯蓄率を計算する方法である。

(図 8) は、概念・誤差修正済みの勤労者世帯・無職世帯および「しわ寄せ理論」によって計算された一般世帯の貯蓄率を示したものである。これを見ると、勤労者世帯の貯蓄率は約 20%で安定しているのに対し、自営業者などの一般世帯の貯蓄率は、1990 年代前半までは 40%前後であったものが、1990 年代後半以降 25%前後まで低下してきている。これは、1997 年以降 SNA における自営業者の所得である「混合所得」が減少していることを反映していると考えられ、山一証券破綻に始まるクレジットクランチの影響が示唆される。また、植田・大野 (1993) および岩本・尾崎・前川 (1995) は、一般世帯の貯蓄率が勤労者世帯の貯蓄率よりも高いことを予想していたが、ここでの結果はその予想と整合的である。

さらに、興味深いのは、無職世帯の急激な貯蓄率の低下である。1990 年前半までは、勤労者世帯以上の高い貯蓄率を示していた無職世帯が、1990 年代後半以降急激に貯蓄率を下げ、2000 年代においては負の貯蓄率となっている。概念・誤差を調整しない無職世帯の貯蓄率は一貫して負であり、特に無職世帯で資産所得の修正の影響が大きいことを示している²⁸。

無職世帯の貯蓄率低下の表面的な原因は、資産所得そのものの減少である。1990 年前半までは財産収入を約 20 倍にしたことで「調整された可処分所得」が引き上げられ、結果として正の貯蓄となっていた。一方で、2000 年以降はそもそも財産所得がほとんどないため、財産収入を 20 倍しても可処分所得の変化は小さく、貯蓄率は負のままとなっている。しかし、これまで負の貯蓄率は無職者の大部分を占める高齢者がライフサイクル仮説と整合的な貯蓄行動

²⁸この結果は、高山他 (1989) において、全国消費実態調査を用いて保有資産から資産所得を修正すると無職世帯の貯蓄率が 12.3%から 20.7%へ上昇する、とした結果と類似している。

をとった結果と考えられてきたことを考慮すると、ここでの結果は単純なライフサイクル仮説とは整合的でない可能性を示唆しており、今後の理論的な分析が必要である。

また、これまでの研究で、マクロ的な貯蓄率が人口の年齢構成によって影響を受けることが知られている (Fair and Dominguez, 1991; Horioka, 1997; Demery and Duck, 2006; Erlandsen and Nymoen, 2008)。そのため、多くの研究で、日本では急激な高齢化が進んでいることが日本のマクロ的な貯蓄率の低下の原因であるとされてきた (Koga, 2006 ; Braun, Ikeda, and Joines, 2008)。しかし、ここでの結果によれば、貯蓄率低下の最大の要因は、人口の高齢化ではなく無職世帯の貯蓄率の低下である。無職世帯の大部分は高齢者であり、言い換えれば、高齢者の貯蓄率が大幅に低下したことが日本の貯蓄率低下の主要な要因なのである。

耐久消費財等の記入漏れと財産収入の記入漏れについて、実務上の限界から調査段階での問題解決は困難と考えられる。そのため、年齢別・職業別にこれらの記入漏れの程度に違いが存在するかどうかを検討する必要がある。この検討を無しには、ここで計算された貯蓄率の適切さを評価することはできない。すなわち、日本の貯蓄率低下をより適切に分析するためには、家計調査の記入漏れが、どのような世帯で、どのような要因によって、発生しているかを明らかにする必要があり、それについては今後の課題としたい。

参考文献

- [1] 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴 (1995) 『『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について (1) : 概念の相違と標本の偏りの問題の検討』『フィナンシャルレビュー (財務省財政金融研究所)』 第 35 号
- [2] 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴 (1996) 『『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について (2) : ミクロデータとマクロデータの整合性』『フィナンシャルレビュー (財務省財政金融研究所)』 第 37 号
- [3] 植田和男・大野正智 (1993) 「家計貯蓄率動向の謎 : 世帯調査と国民経済計算との乖離について」 『金融研究 (日本銀行金融研究所)』 第 12 巻第 2 号 127-147 頁
- [4] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸 (1989) 「日本の家計資産と貯蓄率」 『経済分析』 第 116 号経済企画庁.
- [5] 中村洋一 (1999) 『SNA 統計入門』 日本経済新聞社
- [6] 浜田浩児 (2001) 『93SNA の基礎 : 国民経済計算の新体系』 東洋経済新報社
- [7] 浜田浩児 (2007) 「家計調査とマクロ統計の比較と整合化」 御船美智子/家計経済研究所編 『家計研究へのアプローチ』 ミネルヴァ書房 第 4 章
- [8] 村岸慶應 (1993) 「SNA と家計調査の貯蓄率の比較」 『季刊国民経済計算』 第 99 号 pp.18-79
- [9] 吉川洋 (1992) 『日本経済とマクロ経済学』 東洋経済新報社
- [10] Atkinson, A. B., L. Rainwater, and T. M. Smeeding (1995) *Income Distribution in OECD Countries: Evidence from the Luxembourg Income Study*, Paris, OECD.
- [11] R. Anton Braun, Daisuke Ikeda, Douglas H. Joines (2008) “The saving rate in Japan: Why it has fallen and why it will remain low” *CARF Working Paper* CARF-F-117.
- [12] Banks, J. and P. Johnson (1998) *How Reliable Is the Expenditure Survey?: Trends in Incomes and Expenditures over Time*, Institute of Fiscal Studies: London.
- [13] Chen, Kaiji, A. Imrohoroglu and S. Imrohoroglu 2006. “The Japanese Saving Rate.” *American Economic Review*, vol. 96(5), pp. 1850-1858.
- [14] Christiano, Lawrence (1989) “Understanding Japan’s Saving Rate: The Reconstruction Hypothesis,” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, vol. 23, pp. 2-24.
- [15] Dekle, R. and L. Summers (1991) “Japan’s High Saving Rate Reaffirmed,” *Monetary and Economic Studies*, vol 9, pp. 63-78.
- [16] Demery, D. and N. W. Duck (2006) “Demographic Change and the UK Savings Rate,” *Applied Economics*, vol 38, pp. 119-136.
- [17] Erlandsen, S. and R. Nymoen (2008) “Consumption and Population Age Structure,” *Journal of Population Economics*, vol 21, pp. 505-520.
- [18] Fair, R. C. and K. M. Dominguez (1991) “Effects of the Changing U.S. Age Distribution on Macroeconomic Equations,” *American Economic Review*, vol 81, pp. 1276-1294.

- [19] Hayashi, F. (1986) "Why is Japan's Saving Rate so Apparently High?", in Stanley Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual*, Cambridge: MIT Press 1986.
- [20] Hayashi, F. (1989) "Is Japan's Saving Rate High?" *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, vol 13(2).
- [21] Horioka, C. (1990) "Why is Japan's Household Saving Rate so High? A Literature Survey," *Journal of the Japanese and International Economics*, vol. 4, pp. 49-92.
- [22] Horioka, C. (1997) "A Cointegration Analysis of the Impact of the Age Structure of the Population on the Household Saving Rate in Japan," *Review of Economics and Statistics*, vol. 79, pp. 511-516.
- [23] Koga, Maiko (2006) "The Decline of Japan's Saving Rate and Demographic Effects," *Japanese Economic Review*, vol. 57(2), pp. 312-321.
- [24] World Bank (2008) "Statistical Manual: National Accounts" (available at <http://go.worldbank.org/E8Q0O9ZJI0>)

(表1) 家計調査の対象範囲

	二人以上の世帯		単身世帯
	農林漁家を除く	農林漁家を含む	(農林漁家を含む)
勤労者世帯	◎	2000年から	2002年から
無職世帯	1986年から		
その他の世帯	×	×	×

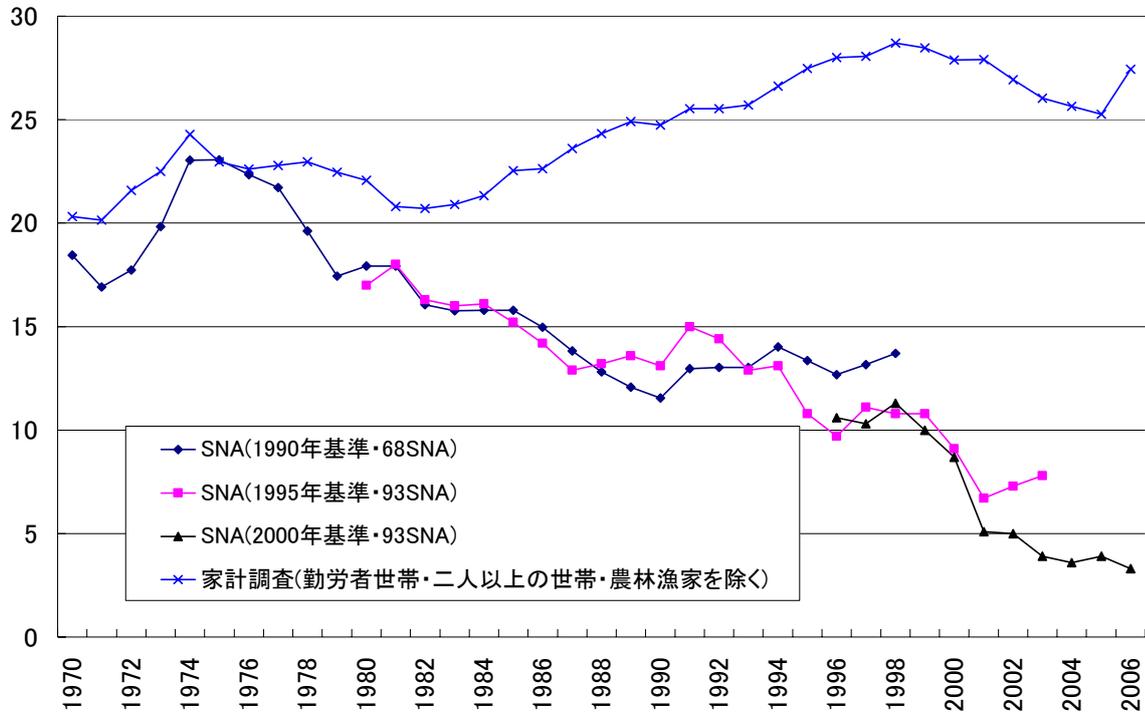
(表2) SNA と家計調査の概念調整

調整する理由	調整する統計	調整する項目	可処分所得	消費
持ち家関係	SNA	持ち家の帰属家賃		-
	SNA	営業余剰(持ち家)	-	
	SNA	賃貸料(支払)	+	+
	家計調査	設備修繕・維持*		-
社会保障給付	SNA	払い戻しによる 社会保障給付	+	+
保険関係	SNA	保険契約者に 帰属する財産所得	-	
	SNA	非生命純保険料	+	+
贈与・遺産相続・寄付関係	SNA	その他の経常移転	+	+
	SNA	資本税	-	
個人企業の 営業余剰	SNA	在庫品評価調整額	+	
現物収支	家計調査	現物総額	+	+
支払利子	SNA	利子(支払)	+	

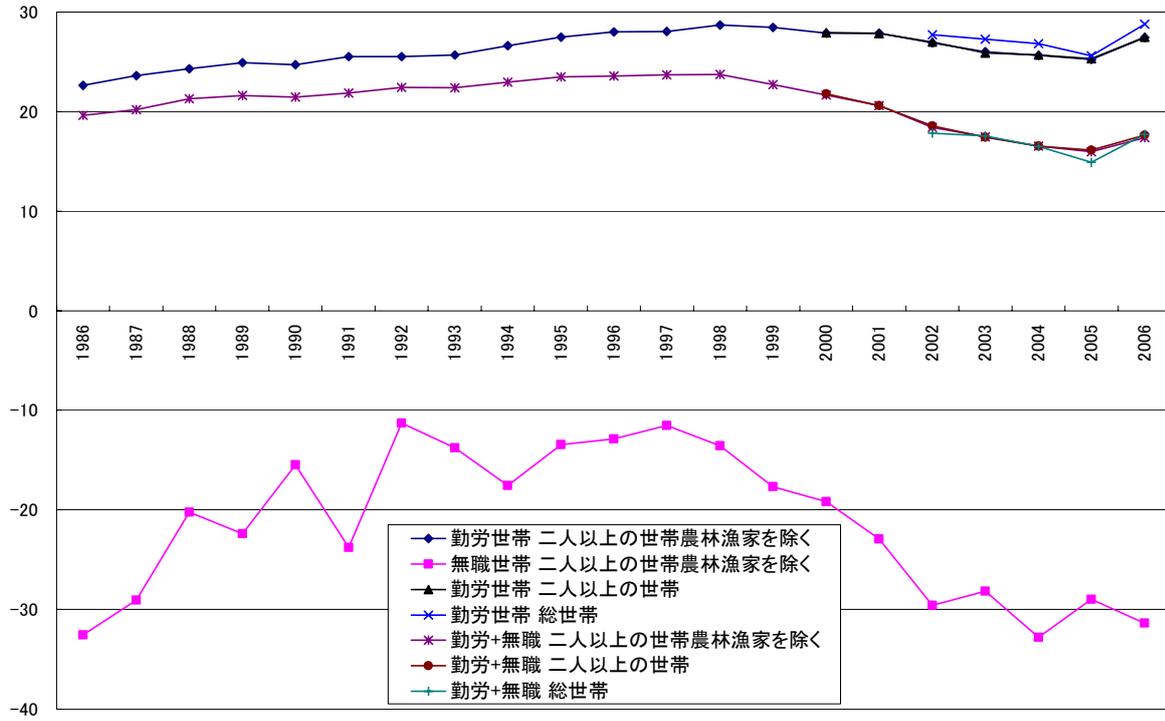
(表3) 家計調査と家計消費状況調査

年	家計調査／家計消費状況調査					
	2002	2003	2004	2005	2006	平均
移動電話通信料	69.1%	71.0%	74.2%	75.9%	78.3%	73.7%
固定電話通信料	101.0%	95.8%	98.6%	97.4%	100.8%	98.7%
インターネット接続料	89.3%	98.4%	95.6%	97.4%	84.4%	93.0%
ケーブルテレビ受信料	89.3%	91.1%	76.1%	72.4%	70.8%	79.9%
他の受信料	62.6%	72.3%	75.7%	74.6%	62.1%	69.5%
たんす	38.1%	61.4%	49.1%	43.2%	33.1%	45.0%
ベッド	37.6%	32.2%	36.3%	43.0%	47.4%	39.3%
布団	42.2%	42.9%	45.9%	48.4%	43.5%	44.6%
他の家具	77.8%	63.7%	76.8%	76.7%	81.9%	75.4%
食器戸棚	32.1%	43.9%	35.3%	30.2%	24.9%	33.3%
応接セット	37.6%	43.2%	45.4%	33.1%	39.3%	39.7%
背広服	52.4%	58.9%	51.4%	54.4%	48.5%	53.1%
婦人服	40.2%	44.8%	48.7%	44.5%	48.0%	45.3%
和服	36.6%	38.9%	52.8%	40.9%	52.6%	44.3%
自動車購入	27.8%	30.6%	35.9%	33.1%	24.7%	30.4%
自動車保険料(自賠責)	58.4%	54.3%	49.6%	55.6%	45.5%	52.7%
自動車保険料(任意)	90.1%	84.2%	80.2%	89.1%	76.1%	84.0%
自動車以外の輸送機器購入	35.5%	46.1%	34.1%	18.7%	15.0%	29.9%
自動車整備費	28.2%	29.9%	34.6%	32.6%	29.1%	30.9%
家屋に関する設備費・工事費・修理費(内装)	40.2%	42.3%	47.0%	43.6%	34.4%	41.5%
外壁・塀等工事費	35.8%	31.8%	30.4%	28.4%	20.5%	29.4%
給排水関係工事費	34.7%	24.7%	28.4%	25.2%	18.5%	26.3%
植木・庭手入れ代	41.3%	57.6%	49.6%	44.7%	34.1%	45.5%
家賃	97.9%	101.7%	104.7%	111.6%	112.3%	105.6%
宅地の地代	67.4%	51.6%	58.9%	54.4%	60.5%	58.6%
電気冷蔵庫	55.9%	51.0%	60.4%	65.0%	54.7%	57.4%
電気洗濯機	54.8%	56.7%	61.7%	58.0%	66.1%	59.5%
エアコンディショナ	58.1%	57.2%	55.5%	52.2%	54.7%	55.5%
ミシン	60.6%	38.9%	47.9%	34.7%	35.6%	43.6%
ステレオセット	36.0%	43.8%	27.7%	36.6%	38.0%	36.4%
パソコン	76.4%	67.8%	71.0%	75.6%	69.1%	72.0%
移動電話	56.3%	58.6%	52.0%	59.0%	51.4%	55.5%
カメラ	55.2%	57.5%	40.3%	45.6%	49.7%	49.7%
ビデオカメラ	45.2%	36.3%	35.0%	40.2%	47.1%	40.7%
歯科診療代	66.2%	67.2%	68.3%	66.0%	60.5%	65.6%
医科診療代	69.2%	69.6%	71.1%	73.2%	70.8%	70.8%
出産入院料	44.0%	51.1%	42.0%	49.5%	60.9%	49.5%
他の入院料	52.0%	42.4%	36.2%	42.7%	42.4%	43.1%
授業料等	74.0%	75.5%	74.0%	73.2%	73.2%	74.0%
補習教育	84.8%	76.1%	79.8%	74.1%	79.7%	78.9%
自動車教習料	42.6%	36.3%	41.3%	32.9%	31.7%	37.0%
航空運賃	67.3%	53.9%	61.4%	56.0%	53.7%	58.5%
宿泊料	85.9%	78.3%	87.6%	85.1%	78.9%	83.2%
バック旅行費	102.4%	102.7%	104.4%	91.4%	95.7%	99.3%
婚礼関係費	17.2%	18.5%	29.3%	26.8%	17.3%	21.8%
葬儀関係費	35.6%	35.3%	38.7%	43.2%	32.8%	37.1%
信仰・祭祀費	55.0%	59.4%	56.4%	48.4%	50.6%	54.0%
合計	60.5%	61.5%	64.3%	62.8%	59.0%	61.6%
消費支出	85.9%	84.2%	85.9%	85.7%	82.1%	84.8%
消費支出(置き換え)	85.9%	86.3%	87.5%	86.9%	84.9%	86.3%

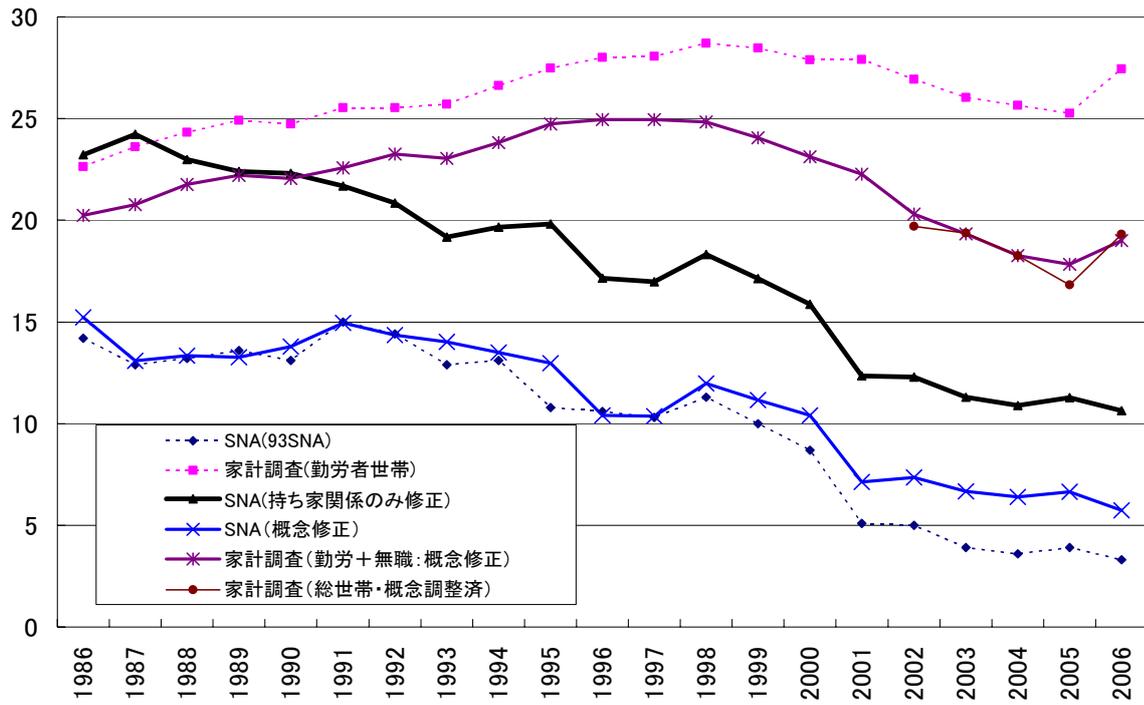
(図1) SNA と家計調査の貯蓄率の推移



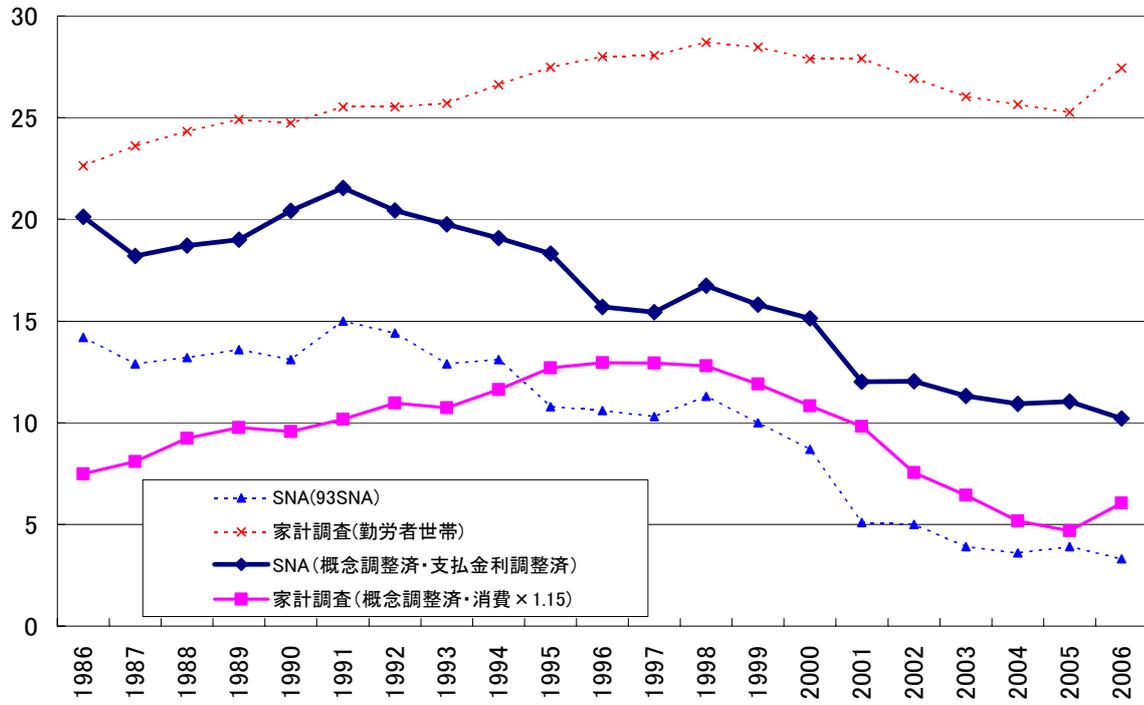
(図2) 家計調査の調査範囲と貯蓄率



(図3) SNA と家計調査の概念調整済貯蓄率

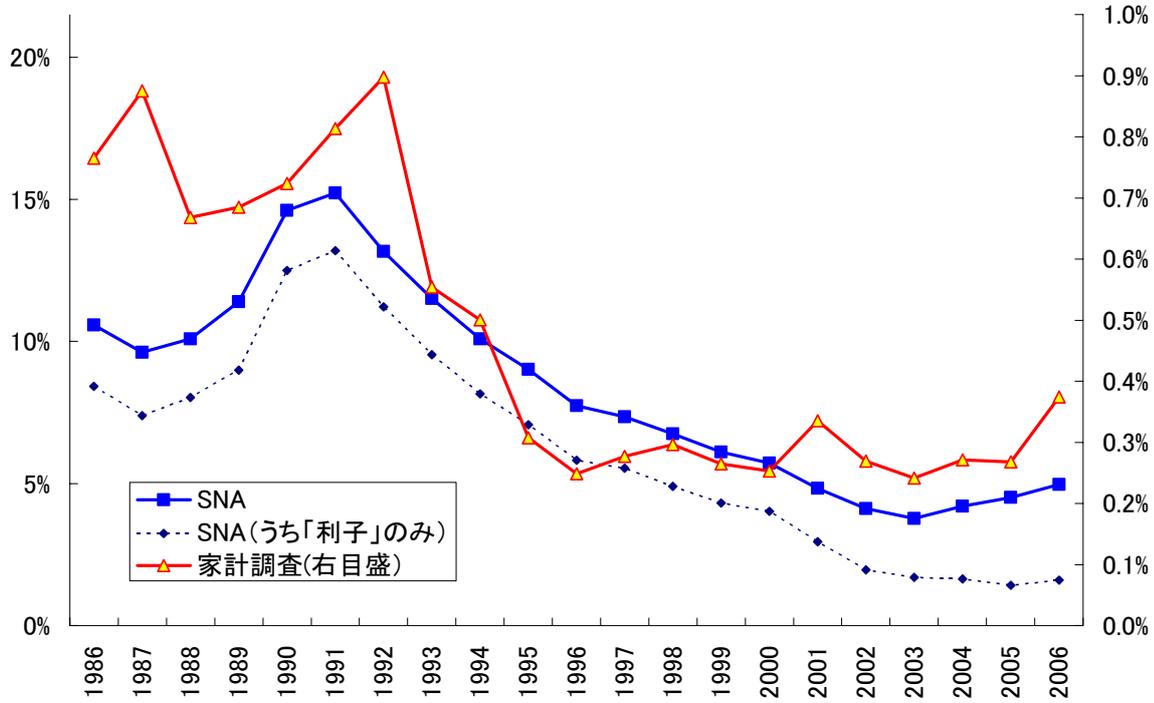


(図4) SNA と家計調査の記入誤差調整済貯蓄率

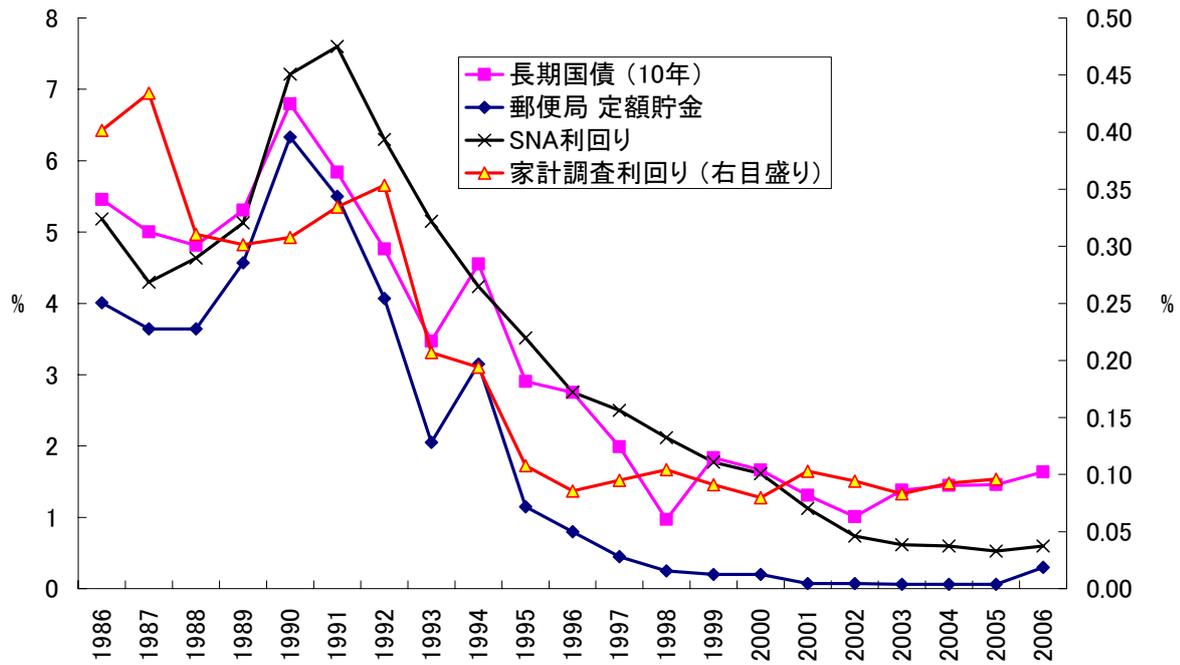


(図5) SNAと家計調査における財産収入

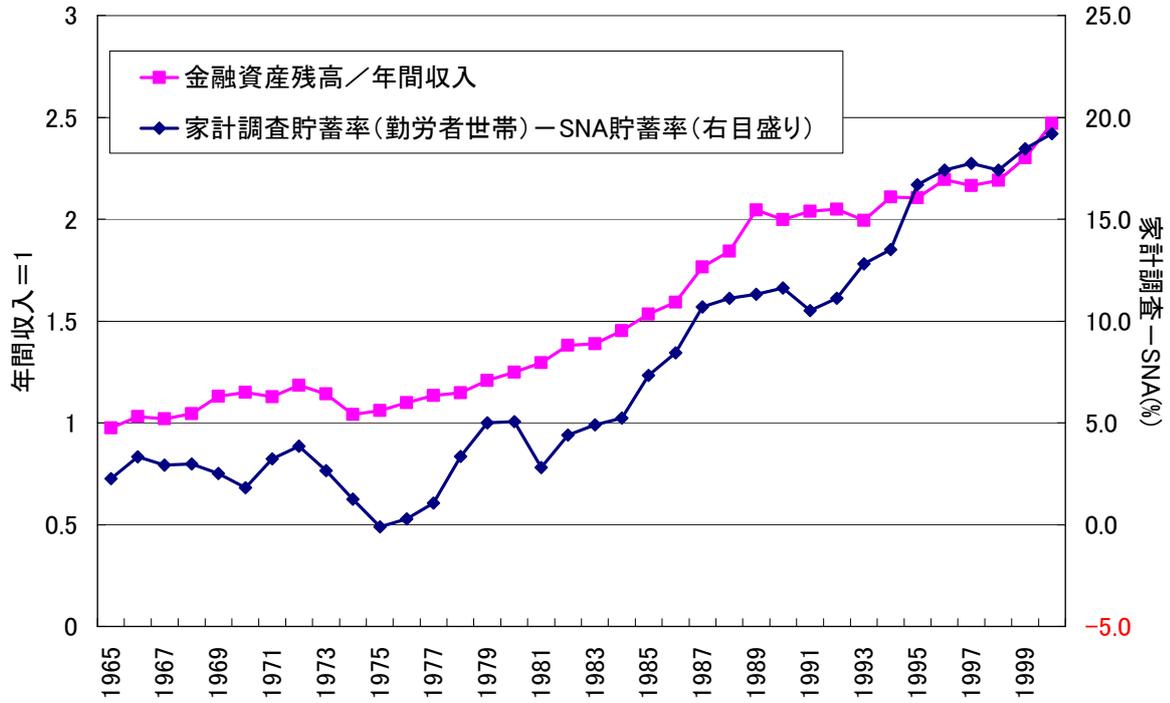
(a) 可処分所得に占める財産収入の割合



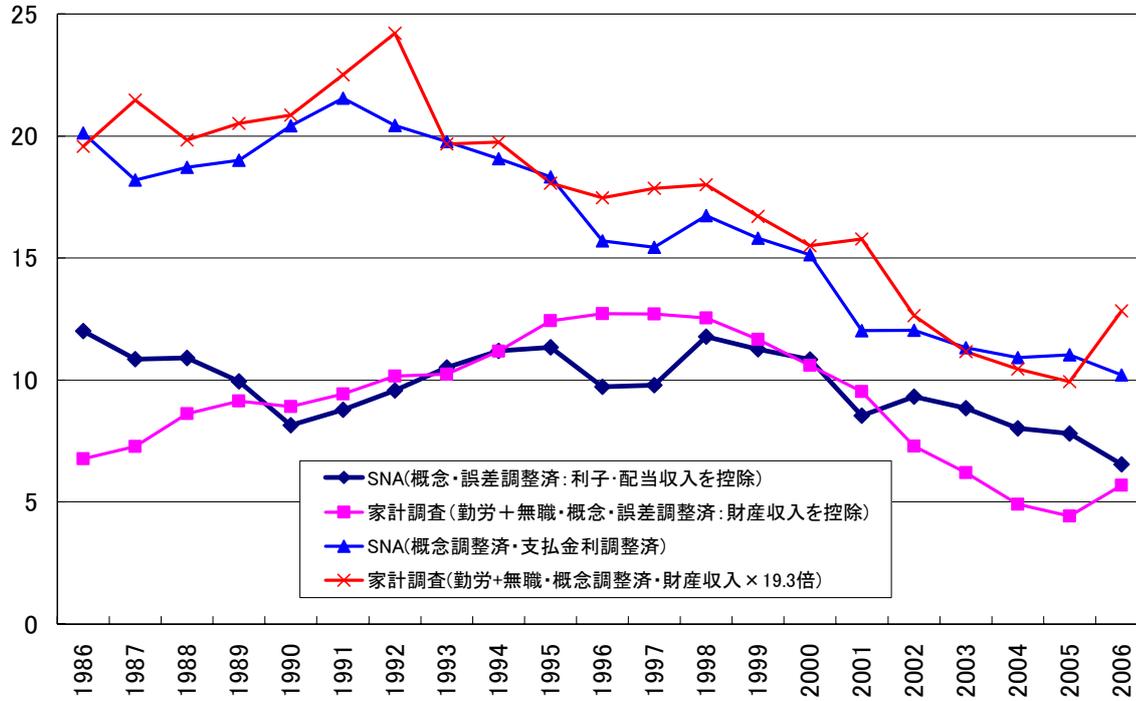
(b) 金融資産の利回り



(図6) 金融資産残高と貯蓄率の乖離



(図7) 財産収入とSNAと家計調査の貯蓄率



(図8) 世帯主の職業別の貯蓄率の推移

